

47. 認定 NPO 法人自身にはどんなメリットがありますか？

NPO 法人は、法人税法上の 34 業種の収益事業を行っている場合には、その収益事業の部分について法人税の申告をする義務があります。このとき認定 NPO 法人が、税法上の収益事業から、それ以外の非収益事業のために支出した金額(ただし、特定非営利活動に係る事業に該当するものに限る)は、収益事業からの寄付金とみなして法人税の計算をすることができます。この制度を、「みなし寄付金」といいます。

具体的には法人税の申告をする際に、収益事業の所得金額の 50%か 200 万円のいずれか多い方の金額を所得金額から控除して法人税額を計算することができます。この制度は法人住民税、法人事業税にも影響するため、法人税の申告をしている NPO 法人には大きなメリットです。減額された納税資金を、事業費に充当することができるからです。

ただし、みなし寄付金とは言え収益事業から非収益事業への資金の移動は実際に行う必要があります。また、認定が取り消された場合は、その取消しの原因となった事実が発生した日の属する事業年度までさかのぼって課税される(取戻し課税)ので注意が必要です。このとき適用を受けた事業年度ごとに修正申告を行うのではなく、認定の取消しがあった日を含む事業年度の法人税申告の際に、その事実が発生した事業年度から取消し直前の事業年度までの、みなし寄付金の合計額に相当する所得金額を合わせて申告することになります。